

静岡大学

令和7年度前期分授業料等免除一次申請のしおり

令和2年度以降に入学した学部学生

学部学生の授業料等免除は、日本学生支援機構給付奨学金（外国人留学生は対象外）の区分に応じて免除になる「高等教育の修学支援新制度（以下「修学支援新制度」という。）」により行われます。

授業料等免除を受けるためには、原則修学支援新制度に採用される必要がありますので、本しおりを参考に申請続きを行ってください。

◆一次（Web（学務情報システム））申請期間（全員必須）

- ・免除申請を希望する場合、Web申請が必要です。この手続きは、**全員必須**です。必ず申請期間内に登録してください。

令和7年4月7日（月）～4月16日（水）

申請期間中に申請できない事情がある場合は、上記申請期間の最終日17時00分までに下記担当窓口まで申し出てください。申請期間中にWeb申請登録がないと以後の審査は行いませんので、必ず申請期間内に登録を済ませてください。

※申請期間を過ぎての申請は、原則として認めません。

<担当窓口>

静岡キャンパス = 学生生活課 奨学係（共通教育A棟3階）
人文社会科学部 学務係（夜間主コースの学生のみ）

浜松キャンパス = 浜松学生支援課 学生支援係（S-P o r t 1階）

※申請受付期間中、緊急の場合のみ、下記窓口まで連絡してください。

学生生活課奨学係 TEL：054-238-4460

（受付時間：平日 8：30～12：30／13：30～17：15）

1 修学支援新制度について

令和2年4月から、学部学生（大学院生・外国人留学生を除く。）を対象に、入学料・授業料減免、給付奨学金を支援内容とする修学支援新制度が実施されています。

修学支援新制度とは、日本学生支援機構給付奨学金の区分に応じて授業料・入学料が免除になる制度です。

特別な事由（4ページ参照）による申請を行う場合を除き、修学支援新制度適格者であることが、授業料・入学料減免を受ける条件となります。

詳細：文部科学省ウェブサイト

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

詳細：日本学生支援機構ウェブサイト

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

1-1 修学支援新制度の採用基準

修学支援新制度には、学業・家計、その他基準があります。

詳細：静岡大学公式ウェブサイト>>教育・学生支援>>授業料・奨学金>>授業料等の免除

<https://www.shizuoka.ac.jp/education/tuition/exemption/>

1-2 修学支援新制度の申請について

修学支援新制度へ申請するためには、日本学生支援機構の給付奨学金へ申請する必要があります。

給付奨学金への申請状況によって、必要な手続きが変わってきますので、下記のうち、自分が該当する手続きを行ってください。

○学務情報システムから行う一次申請（1ページ、5～6ページ参照）は、全員必須の手続きです。

- ① 高等学校等在学時に修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）に申請し採用候補者決定通知書を受領している場合（新入生のみ）

令和7年4月23日（水）までに進学届※を入力

※進学届は、スカラネット（日本学生支援機構奨学金申請用サイト）から入力することができます。

入力の際には、大学から交付されるIDとパスワードが必要となります。

進学届を提出するための手続の案内は、採用候補者決定通知書の【進学先提出用】ページとの引換となりますので、

静岡キャンパス：令和7年4月9日（水）

浜松キャンパス：令和7年4月10日（木）

に行われる**予約採用説明会**に参加し、採用候補者決定通知書を提出してください。

（説明会に参加できない場合、説明会後4/11までに授業料免除等担当窓口まで来てください。）

静岡：4/9、浜松4/10 予約採用説明会に参加

採用候補者決定通知書の【進学先提出用】を提出

配布書類（下書き用紙、確認書及び進学届提出時に資料するID・パスワード等）を受け取る

進学届を期限までに入力

② 修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）に採用されている場合

令和2年度以降に修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）に採用となった学生は、令和7年3月から4月にかけて、学業成績の判定（適格認定）が行われます。判定の結果、令和7年度も引き続き給付が認められた（【継続】又は【警告】の判定を受けた者）場合、以下の手続きを行う必要があります。（家計区分対象外として【停止】となっている方も手続きが必要です。）

令和7年4月14日（月）～4月23日（水）：在籍報告

※日本学生支援機構の給付奨学金採用者が対象となります。貸与奨学金のみ採用となっている方は対象外となります。

※在籍報告は、スカラネット・パーソナルから入力してください。期日までの入力が確認できない場合は、入力が完了するまでの間支援が停止いたします。

③ 令和7年4月から修学支援新制度へ申請する場合（多子世帯であって、令和6年度以前の修学支援新制度では対象となる世帯年収区分に該当せず、令和7年4月から新たに申請する場合を含む。）

修学支援新制度は、前期・後期の年2回募集があります。大学で定められた期間中以外は、申請を行うことはできません※ので、必ず申請期間中に手続きを行ってください。

令和7年度の前期に申請する場合は、

静岡キャンパス：令和7年4月9日（水）

浜松キャンパス：令和7年4月10日（木）

に行われる**在学採用説明会**に参加し、手続きを行ってください。

※ただし、家計急変（生計維持者の死亡・非自発的失業・災害等）による申請を希望する場合は、申請期間外であっても事由発生後3ヶ月以内なら認められる可能性があります。授業料等免除担当窓口（1ページ参照）までお問い合わせください。

2 「特別な事由」により申請する場合

修学支援新制度で対象外となった場合でも、「特別な事由」※¹に該当する場合は、本学独自の授業料等免除制度対象者となる場合があります。

「特別な事由」※¹により申請する者は、Web申請期間最終日 17 時 00 分までに該当する書類を担当窓口（1 ページ）まで提出してください。その後、申請書類の提出手続きについて案内があります。

申 請 理 由	提 出 書 類 ＜発行依頼先＞
「学資負担者死亡」	・ 死亡診断書（コピー） ・ 除籍抄本（本通） ・ その他死亡を証明する書類 } いずれかひとつを提出してください※² ＜医療機関・地方自治体 他＞
「風水害等災害」	・ 被災証明書（罹災証明書）等 ＜地方自治体＞

※¹「特別な事由」について

授業料の各期の納期前 6 ヶ月以内（令和 7 年度入学者は入学前 1 年以内）に、下記（ア）～（ウ）のいずれかの状態に該当し、かつ授業料の納入が著しく困難であると認められる者

（ア）当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡した場合

（イ）本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（ウ）上記（ア）・（イ）に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

○注意○（ア）～（ウ）での申請は一度限りになります。例えば前期（ア）～（ウ）で申請をした

場合、次回の申請は一般（「経済的理由・学業優秀」）で申請することになります。

※²提出書類の上部に、①学籍番号②申請者本人の氏名③携帯電話番号を記入してください。

※²マイナンバー（個人番号）の記載がされていないものを提出してください。

＜東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第 15 号・19 号、令和 4 年台風 15 号、能登半島地震その他の災害に被災したことにより家計が急変した学生に対する経済的支援について＞

東日本大震災等の被災者も、特別な事由として本学独自の授業料等免除制度へ申請することができる場合があります。下記のいずれかに該当することの証明が得られることを確認し、Web申請期間最終日 17：00 までに担当窓口（1 ページ）へ申し出てください。

- ① 学資負担者が被災し、家屋等の全壊・大規模半壊・半壊・流失・床上浸水等の被害を受けた者
- ② 学資負担者が震災により死亡または行方不明の者
- ③ 学資負担者の居住地が、福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定された者

・「特別な事由」による申請は、修学支援新制度とは異なる制度・基準で審査が行われます。提出書類についても修学支援新制度と相違点がありますので、大学の案内に従って手続きを行ってください。

・本学独自の授業料免除に申請する場合は、5 月下旬に配布予定の二次申請のしおりを必ず受領してください。詳細は別途本学公式ウェブサイトや掲示等でご案内します。

・修学支援新制度においても、家計急変世帯による申請をすることができます。

詳細は、授業料等免除担当窓口（1 ページ参照）へお問い合わせください。

二次申請（面談受付）期間

前期	申請日	申請時間	申請場所
浜松キャンパス	6月9日（月） 6月10日（火）	10：30～12：00 13：40～15：00	南会館 談話室 （食堂2階）
静岡キャンパス	6月12日（木） 6月13日（金）		共通教育A棟5階 大会議室

- ・就職活動や教育実習など、期間内に二次申請できない事情がある者は、前期：5月23日（金）、後期：10月7日（火）までに担当窓口（1ページ）まで申し出てください。担当者と予定を調整し、事前申請として受け付けします。ただし、アルバイト・旅行（家族旅行含む）・自動車学校の教習等の個人的な理由は認められません。
- ・就職活動・忌引・病気・怪我等により期間内に二次申請できなかった者で、それを証明する書類を提出できる場合は、各キャンパス面談受付最終日より1週間以内に担当窓口（1ページ）へ申し出てください。やむを得ない事情として、申請を認められることがあります。
- ・面談受付は時間帯によっては申請者が集中します。時間に余裕を持って来てください。

3 Web（学務情報システム）申請について

3-1 学務情報システムについて

「学務情報システム」はインターネットがつながる環境であれば学外からもアクセスできます。この「学務情報システム」のログイン方法などについては、「LiveCampus U 操作ガイド（学生用）」を参照してください。それでも解決しない場合は、所属の学務係又は浜松学生支援課学生支援係で確認してください。ログイン後は**3-3 Web申請方法**に従って申請してください。

なお、携帯電話やタブレット端末からでは正確に反映されない可能性があるため必ずパソコンから申請してください。

また、申請期間を過ぎての申請はできません。

3-2 Web申請期間

＜申請期間＞ **【前期】令和7年4月7日（月）～ 4月16日（水）まで ※厳守※**

申請期間中に申請できない事情がある者は、上記申請期間の最終日17：00までに担当窓口（1ページ）まで申し出てください。申請期間中にWeb申請登録を行わないと以後の審査は行いませんので、必ず申請期間内に登録を済ませてください。

◎学内の情報基盤センターのパソコンを利用する場合

＜場 所＞静岡キャンパス 情報基盤センター静岡実習室（共通教育L棟2階）

浜松キャンパス 工学部5号館3階電子計算機室306／工学部7号館2階計算機室

＜開室時間＞8：30～21：00の自習時間帯（授業で使用していない実習室）

※学内の情報基盤センターのパソコンを使用する際は、専用の個人IDとパスワードが必要です。交付されていない学生は、その取得方法を下記窓口で問い合わせてください。

- ・静岡キャンパス ＝ 自分の所属している学部の学務係
- ・浜松キャンパス ＝ 情報基盤センター浜松オフィス（創造科学技術大学院棟2階）

利用についての詳細は、本学の情報基盤センターのウェブサイトを参照してください。

（ 情報基盤センターウェブサイト <https://www.cii.shizuoka.ac.jp/> ）

3-3 Web申請方法

「LiveCampus U 操作ガイド（学生用）」2-11.211.1「授業料免除の申請」に沿って次の1～4に従って登録を完了させてください。

1) 学務情報システムにログインし、メニューから「マイ Info」>「授業料免除」を選択します。

2) 《授業料免除画面》にて、免除区分と申請種別(※)を選択し、申請ボタンをクリック

※申請種別	
◆ 修学支援新制度により申請する	⇒ 一般 を選択する
◆ 「学資負担者死亡」により申請する	⇒ 家計支持者死亡 を選択する
◆ 「風水害等の災害」「コト家計急変」により申請する	⇒ 災害等 を選択する
◆ 「東日本大震災の被災」により申請する	⇒ 東日本大震災 を選択する

※「一般」以外で申請する者は4ページの内容を確認の上、事前に該当書類を授業料免除等担当窓口(1ページ)まで提出してください。申請種別がわからない場合は、授業料免除等担当窓口までお問い合わせください。

3) 申請の確認ダイアログが表示されたら「OK」をクリック

※Web 申請では学力基準を充足しているかのチェック機能があります。
申請ボタンを押下後、エラーメッセージが表示された場合は、授業料免除等担当窓口へお問合せください。

4) 一覧に登録情報が表示されれば登録完了

年度	学期	申請日	免除区分	申請種別	一次審査結果	二次審査結果	免除額	備考
2024	前期	2024年10月27日	授業料免除	一般				

4 結果発表

8月中旬頃、学務情報システム内に掲載します。

- 修学支援新制度（日本学生支援機構「給付」奨学金）に申請した学生の授業料等免除結果
令和5年度から保証人宛の結果通知の郵送は行っておりません。学生から保証人にお伝えください。
ただし、入学料免除、入学料徴収猶予の判定結果は、保証人宛の結果通知を郵送します。
- 本学独自の授業料等免除の二次申請を行った学生（本学独自の授業料免除と修学支援新制度併用者を含む）
保証人宛に結果通知文を郵送します。

5 その他

入学料徴収猶予を入学手続き時に申請した場合は、5月下旬に配布予定の二次申請のしおりを必ず受領してください。授業料等免除申請者と同じ二次申請のしおりを使用します。配布についての詳細は別途本学公式ウェブサイトや掲示等でご案内します。